

景観・デザイン

背景

【各務原市景観計画について】

○理念

『かかみがはら』の景観をひとりひとりが考え みんなの手でつくる

- ・歩くことが楽しく、山や川の豊かな自然を暮らしの中で感じられるように、市全体を緑豊かな都市とみなし、それにふさわしい都市の景観を市民ひとりひとりの手で創出することにより幸せを実感できるように、本市の良好な景観の形成のための理念とする。

○方針

森の風景区域

田園と歴史の風景区域とコントラストをなす里山の自然景観を維持し、まとまりのある大きな緑の財産として保全・管理していきます。

田園と歴史の風景区域

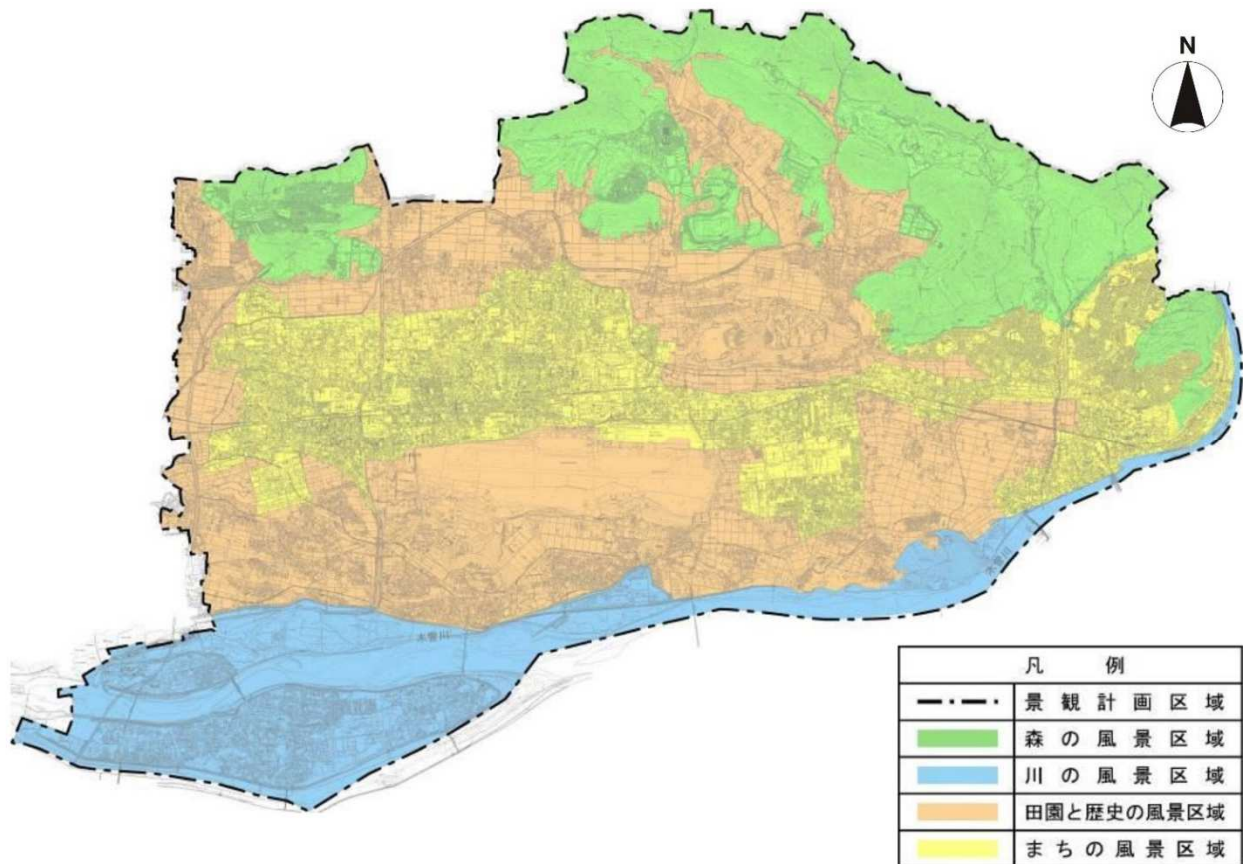
森の風景区域とコントラストをなす広がりある田園景観と、点在する農村集落及び歴史的資源を保全・再生していきます

川の風景区域

木曾川を自然景観の軸として、緑の連続性を確保するとともに、沿岸区域は、この自然景観と調和する景観を形成していきます。

まちの風景区域

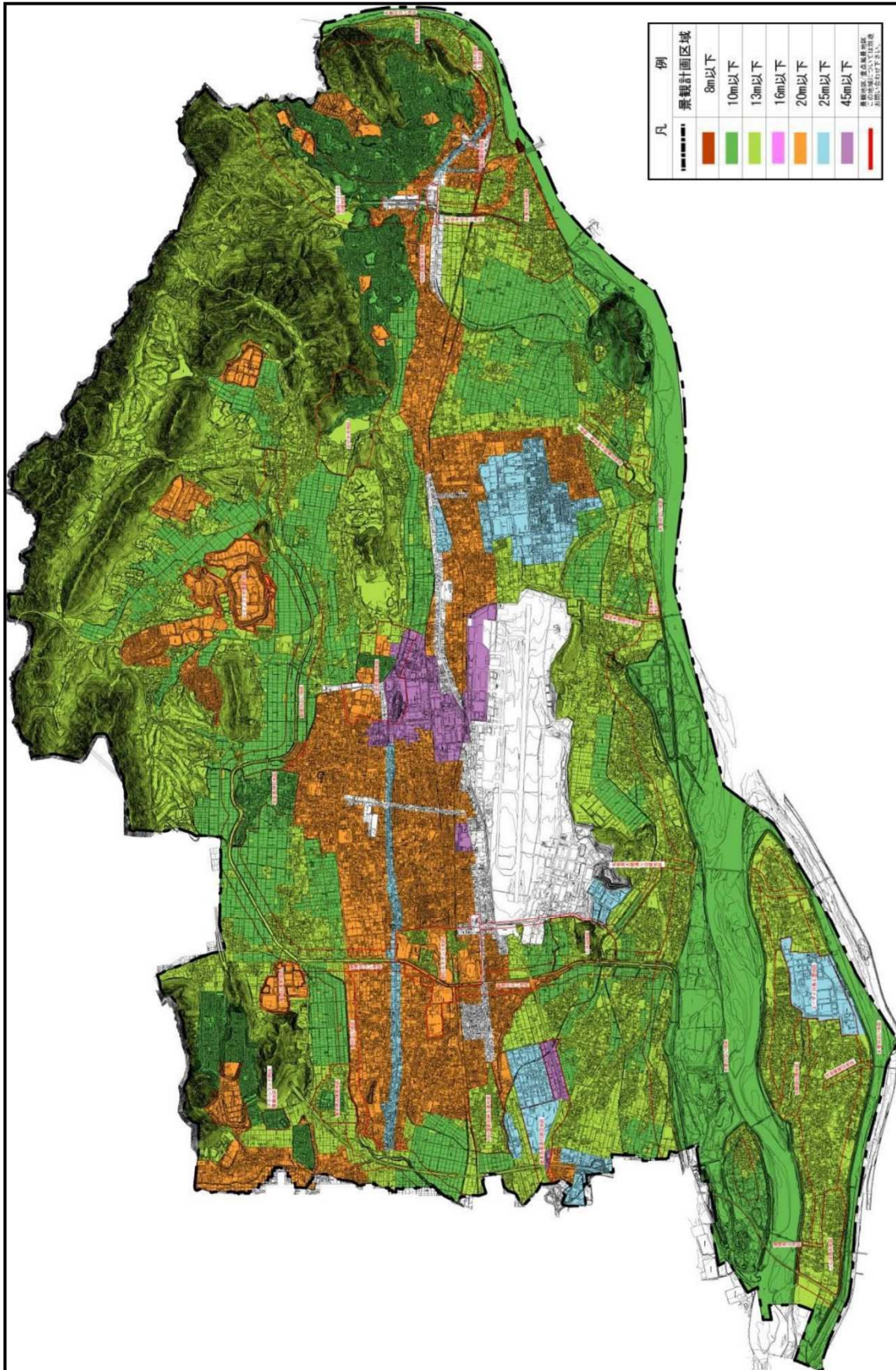
まちの中に豊かな森を形成していきます。
憩いの場となる安全で美しいまち並みを形成していきます。



○良好な景観の形成のための行為の制限

建築物の高さの最高限度

平成31年4月現在



大規模な行為に関する制限:大規模な行為(高さ20m、階数6、延べ床面積1,000㎡を超える建築物など)を行うときは、景観形成基準を守り、行為届出が必要となる。

＜良好な景観の形成に必要な景観形成基準(建築物)＞※詳細は大規模行為景観形成ガイドラインを参照

配 置	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
	周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。
	道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。
	駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。
外 構	道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。
	塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。
高 さ	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
	統一感のあるまち並み形成に配慮する。
形 態	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
	周辺の景観及びまち並みや建築デザインとの調和に配慮する。
	建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。
	アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。
意 匠	外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。
色 彩	基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。
	時間経過による退色、損傷、汚れに耐えるものを使用するよう努める。
	清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
附属建築物 及び 附属設備	主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努める。
	車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物及びごみ集積所等は、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
	附属設備等は道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所や色彩に配慮する。
	屋上に設置する附属設備等は、周囲の壁面を立ち上げるか、ルーバー等で覆うよう努める。
緑 化	敷地内は可能な限り緑化に努める。
	道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
	樹木による四季の演出や樹容が優れているシンボルツリー的な植栽に努める。
照 明	使用光源は穏やかなものとし、周囲の環境に配慮する。
	ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。
屋外広告物	主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努めるとともに、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。

※大規模な行為に該当するものについての詳細は各務原市景観計画(本編)をご覧ください。

※工作物、土地の開墾・形質の変更、土石の採取・鉱物の掘採、木竹の伐採、土石・廃棄物・再生資源等の堆積についても景観形成基準がありますので、詳細は各務原市景観計画(本編)をご覧ください。

※大規模な建築物等の色彩に関する技術的細目については各務原市色彩ガイドラインをご覧ください。

○各務原市色彩ガイドラインの概要（抜粋）

色彩指針

＜おすすめの色と避けた方がよい色＞

風景区域毎に、おすすめの色と避けた方がよい色の範囲をマンセル表色系によって規定する。

・おすすめの色

基調色（ベースカラー）として推奨する色（おすすめの色）を規定している。従属色（アソートカラー）としてもおすすめする。

・避けた方がよい色

地域の特徴を表している色彩との馴染みが悪く、地域の色彩景観から突出して周辺景観に悪影響を与えると思われる高彩色度を、避けた方がよい色として規定している。強調色（アクセントカラー）として使用することができる。

・どちらにも属さない色

上記のどちらにも属さない色は地域に即した色に成り得る場合も、そうでない場合もあると考えられる色である。したがって、使用には十分な調査検討をした上で慎重に見極める必要がある。使用可否については、各務原市景観アドバイザーまたは各務原市景観審議会の意見を聞いたうえで色彩使用の良否を判断するものとする。

＜色彩構成の割合＞

基調色（ベースカラー）、従属色（アソートカラー）、強調色（アクセントカラー）の3つの色彩を全て用いる場合、70:25:5 の割合（%）を基本に色彩計画を立てること。強調色の割合を基調色または従属色の割合へ、従属色の割合を基調色の割合へ加えることができる。

※基調色（ベースカラー）とは最も大きい面積を占め基本となる色、従属色（アソートカラー）とはベースカラーを引き立て安定させる色、強調色（アクセントカラー）とは少面積で配色全体を引き締め彩りを与える色のことである。

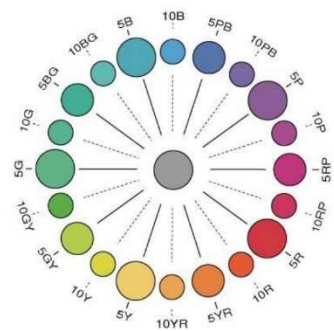
＜参考1＞

マンセル表色系

色相、明度、彩度という3つの要素の組み合わせによって一つの色彩を表現しています。色相とは赤や緑、青といった「色合い」、明度とは「色の明るさ（明暗）」の度合い、彩度とは「色の鮮やかさ」の度合いを表します。

マンセル値は色相を0～10の数字と記号（赤はR、黄赤はYR、黄はYなど）で示し、次に明度を0（完全暗黒）から10（完全純白）の数字で、最後に彩度を0（無彩色）から始まる数字で表します。明度と彩度の数字の間は判別のために /（スラッシュ）を入れます。

※例えば… 5R 4 / 10 というような表記になります。
 （色相）（明度） （彩度）



マンセル色相環

◆避けた方がよい色（外壁と屋根）

区 域	色 相	明 度	彩 度
全風景区域共通	0R～4.9R 5.1Y～10Y	—	5 以上
	5R～5Y	—	7 以上
	上記以外	—	2.5 以上

〔 高彩度の色があてはまります 〕

A row of color swatches: red, yellow, green, blue, purple, magenta, and the text 'etc'.

◆おすすめの色（外壁）

区 域		色 相	明 度	彩 度
森の風景区域		5YR~5Y	5以上10未満	4未満
		無彩色	—	—
川の風景区域		5R~5Y	5以上8未満	7未満
		無彩色	—	—
田園と歴史の風景区域		5R~5Y	5以上10未満	7未満
		無彩色	—	—
まちの風景区域	住宅地	5R~5Y	5以上10未満	4未満
		無彩色	—	—
	商業地	0R~4.9R 5.1Y~10Y	5以上10未満	5未満
		5R~5Y	5以上10未満	7未満
		上記以外	5以上10未満	2.5未満
		無彩色	—	—
	工業地	0R~4.9R 5.1Y~10Y	5以上10未満	2.5未満
		5R~5Y	5以上10未満	4未満
		上記以外	5以上10未満	1.5未満
		無彩色	—	—

◆おすすめの色（屋根）

区 域	色 相	明 度	彩 度
全風景区域共通	0R~4.9R 5.1Y~10Y	5未満	2.5未満
	5R~5Y	5未満	4未満
	上記以外	5未満	1.5未満
	無彩色	—	—

<特例措置>

良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは各務原市色彩ガイドラインの色彩基準の対象外とすることも可能であるが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければならない。

木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、各務原市色彩ガイドラインの色彩基準の対象外とする。

《参考2》

高彩度色・低彩度色

本色彩ガイドラインでは高彩度、低彩度を以下のように定めています。

色相		0R~4.9R (赤)系 5.1Y~10Y (黄)系	5R (赤) ~YR~5Y (黄)系	その他の色相
彩度	高彩度	5以上	7以上	2.5以上
	中彩度	2.5以上5未満	4以上7未満	1.5以上2.5未満
	低彩度	2.5未満	4未満	1.5未満

○重点風景地区及び景観地区

- ・特に重点的に良好な景観の保全・形成を行っていく地区を重点風景地区(決定30地区+候補地4地区)として定めています。(令和6年2月16日時点)
- ・これらの地区で建築行為などを行うときは、行為の制限がかかり、行為届出が必要になる。
- ・また、良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として景観地区(決定3地区)を指定している。(令和6年2月16日時点)



※各地区の景観形成基準は、ウェブサイトなどで閲覧することができます。

※出典:各務原市景観計画より抜粋(平成30年度末時点の図)
<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008207/1008297/1008298.html>

【学校敷地における重点風景地区及び景観地区の指定状況について】

学校(計25校)一覧

分類	No.	学校名称	所在地	重点風景地区	景観地区
中学校(8校)	1	那加中学校	那加東垂町48	都心ルネサンス地区	—
	2	桜丘中学校	那加不動丘1-77	都心ルネサンス地区	—
	3	稲羽中学校	上戸町5-40	—	—
	4	川島中学校	川島河田町1028-1	—	—
	5	鶉沼中学校	松が丘2-100	—	—
	6	緑陽中学校	緑苑北1-4	(坂祝バイパス沿線地区)*	—
	7	蘇原中学校	蘇原青雲町1-10	—	—
	8	中央中学校	各務西町4-358-1	市民会館周辺地区	—
小学校(17校)	1-1	那加第一小学校	那加手力町22-5	—	—
	1-2	那加第三小学校	那加東垂町1-1	都心ルネサンス地区	—
	2-1	那加第二小学校	那加雲雀町1	都心ルネサンス地区	—
	2-2	尾崎小学校	尾崎南町3-2	—	—
	3-1	稲羽西小学校	大佐野町1-233	—	—
	3-2	稲羽東小学校	前渡西町1393	前渡西町地区	—
	4-1	川島小学校	川島河田町1041-3	—	—
	5-1	鶉沼第一小学校	鶉沼西町4-179	—	—
	5-2	各務小学校	各務おがせ町4-7	—	—
	5-3	八木山小学校	つつじが丘1-1	—	—
	6-1	鶉沼第三小学校	新鶉沼台4-1	都心ルネサンス地区	—
	6-2	緑苑小学校	緑苑北1-26	(坂祝バイパス沿線地区)*	—
	7-1	蘇原第一小学校	蘇原野口町1-1	—	—
	7-2	蘇原第二小学校	蘇原沢上町1-19	—	—
	8-1	鶉沼第二小学校	鶉沼各務原町2-260	—	—
	8-2	陵南小学校	鶉沼大伊木町4-425	(木曾川沿い地区)*	—
	8-3	中央小学校	各務西町4-302	市民会館周辺地区	—

*広告物に関する規制あり(建築物に関する規制なし)

※出典:各務原市 景観地区、重点風景地区を基に作成

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008207/1008297/1008313.html><https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008207/1008297/1008302/index.html>

検討内容

景観・デザインについての基本的な考え方(案)

各務原市景観計画を遵守した学校施設の建替

- 各務原市景観計画に基づいた景観・デザインを検討する。
- 重点風景地区内での学校建替の場合は、風景形成基準における建物高さ、色彩の基準を遵守する。
- 自然環境との親和性が求められる場合は、自然風景の稜線や眺望などに配慮した学校施設のデザインを検討する。
- 住宅地周辺での学校建替を検討する場合は、適切な施設配置を検討し、近隣の日照やプライバシーなどに配慮する。

学びの場として相応しい学校施設の景観・デザイン

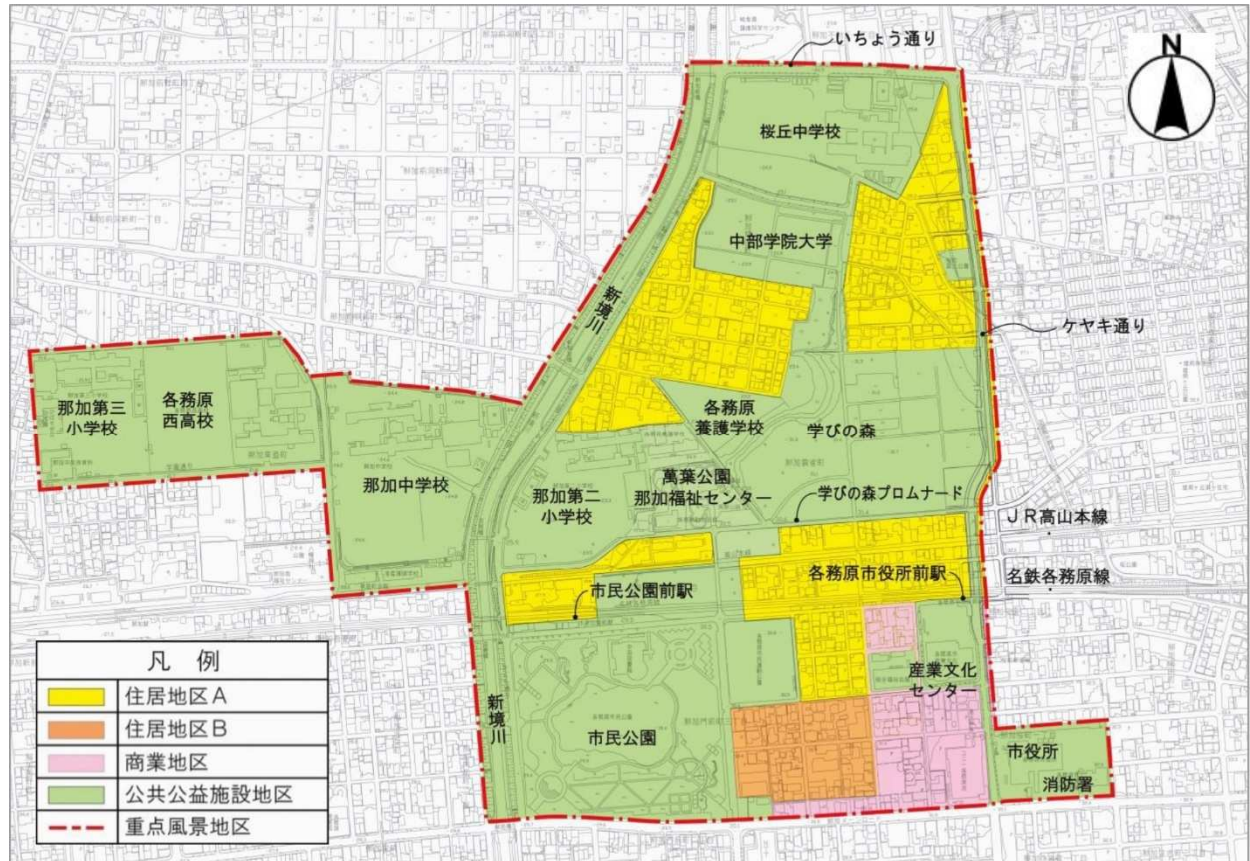
- 施設の利用者にとって親しみやすく、居心地が良い景観・デザインを検討する。
- 施設の利用者が直接手を触れられる箇所には木材を積極的に活用する等、温かみのある学びの場となるような施設計画とすることが望ましい。

参考資料

○重点風景地区「都心ルネサンス地区」

対象区域を現況の土地利用状況やまち並みに配慮して「住居地区A」、「住居地区B」、「商業地区」、「公共公益施設地区」の4つの地区に区分して風景形成基準を設定

- ・住居地区A:低層住宅地
- ・住居地区B:中高層住宅地
- ・商業地区:都市計画で商業地域の用途指定がされているエリア
- ・公共公益施設地区:市役所、公園、学校などの公共公益施設エリア



風景形成基準

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

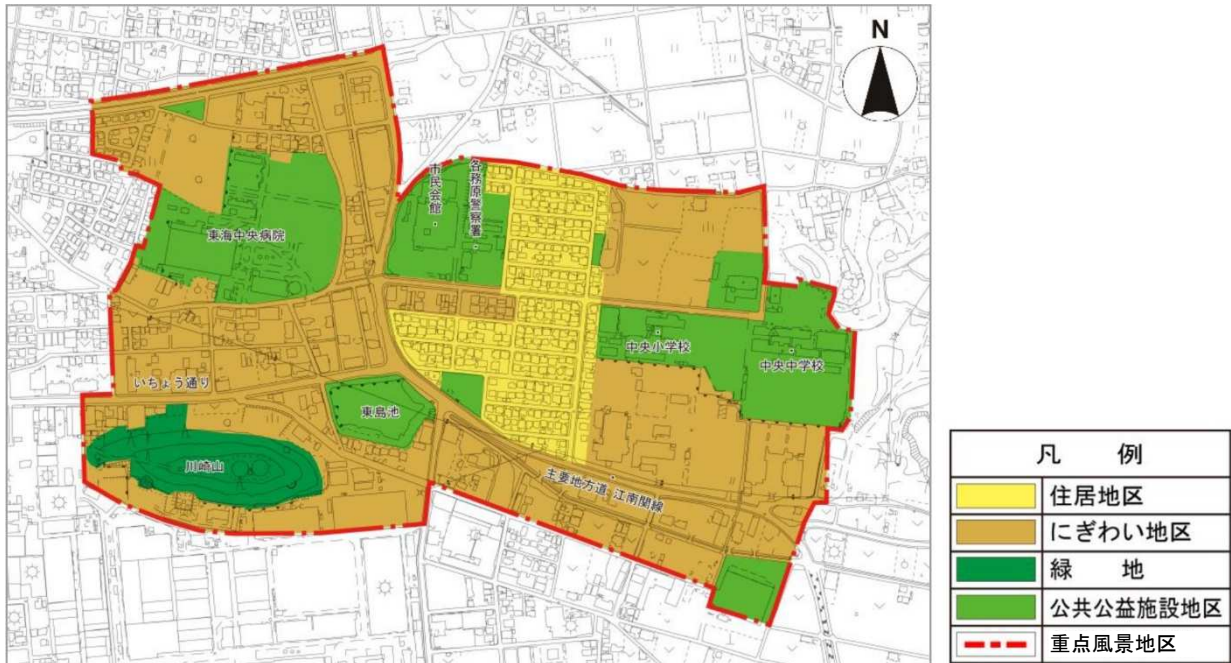
項目	住居地区A	住居地区B	公共公益施設地区	商業地区
高さ (最高限度)	13mとする。	20mとする。	20mとする。 (一部設定無し)	設定なし。 (一部20mとする)
建築物 色彩	外壁と屋根の色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色とするか、無彩色とする。 有彩度色の許容彩度 色相：0R以上5R未満及び5Y超10Y以下 彩度5未満 色相：5R以上5Y以下 彩度7未満 色相：上記以外 彩度2.5未満			アクセントカラーとして高彩度色を用いる場合は、外壁面積の10%までの範囲とする。
	アクセントカラーとして高彩度色を用いる場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。			
工作物 垣・柵 緑化	垣・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。 生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。			
	敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。 市民公園につながる道路沿道及びケヤキ通り沿道は緑化に努める。			
広告物	広告物の素材及び色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和するものとする。 (くわしくは、④風景形成基準の詳細をご覧ください。)			

※出典:「都心ルネサンス地区」風景形成基準

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/309/14_renaissance230621.pdf

○重点風景地区「市民会館周辺地区」

現況の土地利用状況に配慮して「住居地区」、「にぎわい地区」、「緑地」、「公共公益施設地区」の4つの地区に区分して風景形成基準を設定



風景形成基準

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

項 目	風景形成基準								
	住居地区	公共公益施設	にぎわい地区						
高さ (最高限度)	10mとする。 (2階建て以下)	以下のとおりとする。 第2種中高層住居専用地域 : 20m 準工業地域 : 45m 近隣商業地域 : 設定なし 市街化調整区域 : 13m							
屋根	勾配屋根とするよう努める。								
敷地規模	最低限度を150㎡とする。								
建築物	外壁と屋根の色彩は緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色か、無彩色とする。 有彩度色の許容彩度								
	色彩	<table border="0"> <tr> <td>色 相 : 0R 以上 5R 未満及び 5Y 超 10Y 以下</td> <td>彩度 5 未満</td> </tr> <tr> <td>色 相 : 5R 以上 5Y 以下</td> <td>彩度 7 未満</td> </tr> <tr> <td>色 相 : 上記以外</td> <td>彩度 2.5 未満</td> </tr> </table>		色 相 : 0R 以上 5R 未満及び 5Y 超 10Y 以下	彩度 5 未満	色 相 : 5R 以上 5Y 以下	彩度 7 未満	色 相 : 上記以外	彩度 2.5 未満
	色 相 : 0R 以上 5R 未満及び 5Y 超 10Y 以下	彩度 5 未満							
	色 相 : 5R 以上 5Y 以下	彩度 7 未満							
色 相 : 上記以外	彩度 2.5 未満								
附属設備	アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。	アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の10%までの範囲とする。							
ベランダ	集合住宅等のベランダは建物自体との調和を図り、眺望景観に配慮した構造、意匠となるよう努める。								
工作物	垣・柵	垣・柵を設ける場合は生垣とするよう努める。 生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。							
	緑化	敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。 共同駐車場、貸し駐車場については生垣等で囲うよう努める。							
緑地	市街地に潤いを与えるという観点から、川崎山の樹林を保全するよう努める。 (緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。)								
広告物	広告物の素材及び色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和するものとする。 (くわしくは、④風景形成基準の詳細をご覧ください。)								

※出典:「市民会館周辺地区」風景形成基準


https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/309/16_siminkaikan230621.pdf

○重点風景地区「前度西町地区」



風景形成基準

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更する場合
- (2) 広告物、工作物等の新設や色彩を変更する場合

<p>① 高さ（最高限度）</p> <p>13mとする。</p> <p>※各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例に基づく新築は10m以下とする。</p>	<p>② 屋根 勾配屋根とするよう努める。</p> 
---	---

③ **色彩** ※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

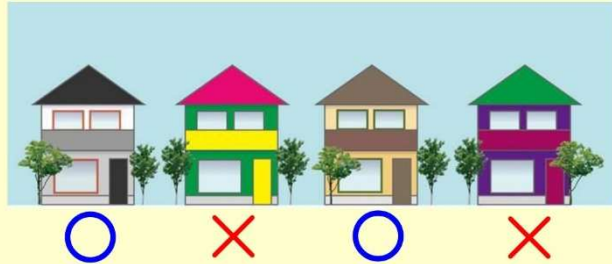
外壁と屋根の色彩は周辺の田園風景と調和する
低彩度色及び中彩度色か、無彩色とする。

- 色相：0R以上5R未満及び5Y超10Y以下 彩度5未満
- 色相：5R以上5Y以下 彩度7未満
- 色相：上記以外 彩度2.5未満

アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

【色彩の事例】

【基調色として使用を避けたい高彩度色】



④ **柵・垣**

柵・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。
生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵などを使用するよう努める。

【生垣を設けた事例】



緑の多いまち並みとするため、生垣とするよう努めて下さい。

⑤ **緑化**

敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

【緑豊かなまち並みの事例】

緑豊かな周辺環境をより魅力的にするため、宅地内の緑のボリュームを増やすように努めて下さい。



⑥ **屋外広告物**

広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。

広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。
緑豊かな周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

- ・新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板の設置を禁止する。
- ・表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下とする。
- ・新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で2㎡以下、合計4㎡以下、高さ5m以下とする。

※出典:「前度西町地区」風景形成基準

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/311/29_maedonishi230621.pdf